

山梨県公報

第千四百十五号

平成十五年

九月十一日

木曜日

目次

告示

道路の区域変更(五件)……………五七三
 道路の供用開始(三件)……………五七四
 河川区域の指定の一部改正(二件)……………五七五
 建築基準法に基づく道路位置指定……………五七五

公告

大規模小売店舗の新設に関する届出……………五七六
 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出……………五七六
 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更の届出……………五七六
 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出……………五七七
 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見(二件)……………五七七
 土地区画整理組合の解散認可……………五七八
 峡東都市計画の変更案の縦覧……………五七八
 換地処分の実施(二件)……………五七八
 落札者等の決定について……………五七八

教育委員会

平成十六年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について……………五七九

公安委員会

指定講習機関の指定……………五八〇
 遊技機の型式の検定……………五八〇

正誤

平成十五年九月一日付け第千四百十二号中……………五八二

告示

山梨県告示第四百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十五年十月二日まで一般の縦覧に供する。
 平成十五年九月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河口湖上九一色線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	旧	新		
南都留郡河口湖町大字河口字湖辺三三二一番の二地先から南都留郡河口湖町大字河口字湖辺三〇八〇番の五地先まで	一一・六	一一・六	二一・六	二五・一
	二一・六	二一・七		
			三三・六	二二六・〇

山梨県告示第四百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局右和建设部において、この告示の日から平成十五年十月二日まで一般の縦覧に供する。
 平成十五年九月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 中道塩山線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	旧	新		
東八代郡境川村大字石橋字佃六八九番地先から東八代郡八代町大字米倉字向田一〇九三番	一七・〇	一七・〇	五五・〇	五三〇・〇
	五五・〇	五五・〇		

の一地先まで

新	一七・〇〇	五三〇・〇
	三〇・〇	

山梨県告示第四百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年十月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年九月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 武田八幡神社線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		新	旧		
区	間	新	旧	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		一三・七五	九・三丁		
		三六・六五	一五・〇		
					三三八・〇

山梨県告示第四百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年十月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年九月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四一号
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		新	旧		
区	間	新	旧	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)

北巨摩郡高根町大字箕輪字大林窪上三一〇
四番の一地先から
北巨摩郡高根町大字箕輪字大林窪上三一
六番の一地先まで

新	二三・〇〇	二〇九・〇
	二六・〇	
	二三・八	二〇九・〇
	三六・九	

山梨県告示第四百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年十月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年九月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 小荒間長坂停車場線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		新	旧		
区	間	新	旧	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		七・〇	六・〇		
		一四・四	一一・〇		
					三三五・五

山梨県告示第四百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十五年十月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年九月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日

県道	青木ヶ原河 口湖線	南都留郡足和田村大字長浜字一之瀬笠石二二〇八番の二地先から南都留郡足和田村大字長浜字一之瀬笠石二二〇八番の五地先まで	四六三・七	平成十五年九月十一日
----	--------------	--	-------	------------

山梨県告示第四百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十五年十月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年九月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

県道	青木ヶ原河 口湖線	南都留郡勝山村大字勝山字里宮三九五二番の一〇地先から南都留郡勝山村大字勝山字里宮三九四八番の五地先まで	一五二・〇	平成十五年九月十一日
----	--------------	---	-------	------------

山梨県告示第四百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十五年十月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年九月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	中道塩山線	東八代郡境川村大字石橋字佃六八九番地先から	五三〇・〇	平成十五年九月十二日

東八代郡八代町大字米倉字向田
一〇九三番の一地主まで

山梨県告示第四百五十二号

一級河川小俣川に係る河川区域の指定（昭和五十五年山梨県告示第二百四十三号）の一部を次のように改正する。
平成十五年九月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

「及び第二号図」を「から第七号図まで」に改める。
（その関係図面を山梨県土木部治水課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第四百五十三号

一級河川浅利川に係る河川区域の指定（昭和五十五年山梨県告示第二百四十五号）の一部を次のように改正する。
平成十五年九月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

「及び第二号図」を「から第七号図まで」に改める。
（その関係図面を山梨県土木部治水課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第四百五十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。
平成十五年九月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の位置
南アルプス市加賀美字石原田六三番一
- 二 道路の幅員
最大八・一三メートル 最小五・九七メートル
- 三 道路の延長
三十四・〇〇メートル

公 告

● 大規模小売店舗の新設に関する届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、第六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十六年一月十一日まで縦覧に供する。
 平成十五年九月十一日

一 届出者の氏名又は名称及び住所
 山梨県知事 山 本 栄 彦

氏名又は名称	住 所
株式会社いちやまマート 代表取締役 三科雅嗣	中巨摩郡玉穂町若宮五十番地一

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (-) 名称 いちやまマート塩山店
 (二) 所在地 塩山市下於曾字栗原田千六百二十番
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
株式会社いちやまマート 代表取締役 三科雅嗣	中巨摩郡玉穂町若宮五十番地一

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
 平成十六年四月二十一日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 二千百九十・五平方メートル
- 三 届出年月日
 平成十五年八月二十日

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、

次ぎのとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十六年一月十一日まで縦覧に供する。
 平成十五年九月十一日

一 届出者の氏名又は名称及び住所
 山梨県知事 山 本 栄 彦

氏名又は名称	住 所
株式会社マイカル総合開発 管財 人 岡田元也	大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目一番三十号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (-) 名称 石和サテイ
 (二) 所在地 東八代郡石和町松本字塚越二百二十二番一
- 2 変更しようとする事項

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前十時（年間七十二日は午前九時）	午前九時
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後九時	午後十一時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時三十分から午後九時三十分まで（年間七十二日は午前八時三十分から午後九時三十分まで）	午前八時三十分から午後十一時三十分まで

- 3 変更の年月日
 平成十五年八月十一日
- 三 届出年月日
 平成十五年七月三十一日

● 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出が

あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十六年一月十一日まで縦覧に供する。

平成十五年九月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛一	甲府市丸の内一丁目十六番四号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 オギノ富士吉田店
 - (二) 所在地 富士吉田市下吉田四千九百三十番
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
駐車場の位置	届出書配置図のとおり	届出書配置図のとおり
駐車場の収容台数	百七十台	百三十五台
駐車場の自動車の出入口の数	六箇所	四箇所
駐車場の自動車の出入口の位置	届出書配置図のとおり	届出書配置図のとおり

3 変更の年月日

平成十六年四月五日

三 届出年月日

平成十五年八月四日

● 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十五年九月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

- 1 氏名又は名称 富士フード株式会社 代表取締役社長 鈴木義典
 - 2 住所 千葉県千葉市稲毛区作草部町一丁目十四番一号
- 二 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 1 名称 ケーヨーホームセンター富士吉田店
 - 2 所在地 富士吉田市新西原千百三十五番一

三 届出年月日

平成十五年八月二十日

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により富士吉田市から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十五年十月十一日まで縦覧に供する。

平成十五年九月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 1 名称 BOOKS KATOHO
- 2 所在地 富士吉田市上吉田三千五百七十七番地七

二 届出の内容及び公告日

- 1 内容 新設
- 2 公告日 平成十五年五月一日

三 意見の概要

歩行者の安全確保について

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により石和町から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十五年十月十一日まで縦覧に供する。

平成十五年九月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 1 名称 ショッピングセンター ファイン
- 2 所在地 東八代郡石和町松本千二百十二番

- 二 届出の内容及び公告日
- 1 内容 変更
- 2 公告日 平成十五年四月三日
- 三 意見の概要

● 土地区画整理組合の解散認可
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の解散を認可した。
平成十五年九月十一日

- 一 組合の名称 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 甲西町増穂町長沢土地区画整理組合
- 二 事務所所在地 南巨摩郡増穂町長沢二千五十七番地
- 三 解散認可の年月日 平成十五年九月三日

● 峡東都市計画の変更案の縦覧
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期日満了の日までに知事に意見書を提出することができる。
平成十五年九月十一日

- 一 都市計画の種類 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 峡東都市計画道路
- （三・四・二号上於曾駅前赤尾線及び三・四・三号上於曾本町管田線）
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所

- 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課
- 塩山市上塩後一三三九番一号 峡東地域振興局塩山建設部都市計画・建築指導課
- 塩山市上於曾三四九番一号 塩山市都市整備課
- 四 縦覧期間 平成十五年九月十二日から同月二十五日まで

● 換地処分の実施
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営担い手育成基盤整備事業（白州地区第三 二工区）の換地処分を平成十五年七月三十一日実施した。
平成十五年九月十一日

- 換地処分の実施 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営担い手育成基盤整備事業（白州地区第三 四工区）の換地処分を平成十五年七月三十一日実施した。
- 平成十五年九月十一日 山梨県知事 山 本 栄 彦

● 落札者等の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十五年九月十一日

- 一 随意契約に係る購入物品等の名称及び数量 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 家畜専用焼却炉 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 平成十五年八月五日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社協和エクシオ甲信支店 山梨県甲府市朝氣三丁目十六番十二号

- 五 随意契約に係る契約金額
五千二百八万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第六号に
該当

教育委員会

● 平成十六年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について
平成十六年度山梨県公立高等学校（甲陵高等学校及び大月短期大学附属高等学校を除く。）入学者選抜の基本事項を次のとおり定める。
平成十五年九月十一日

山梨県教育委員会

委員長 志 村 洸

一般入学者選抜

一 出願期間

平成十六年二月九日（月）から同月十二日（木）の午前九時から午後四時までとする。ただし、同月十一日（水）を除き、同月十二日（木）は午前九時から正午までとする。

二 選抜方法

調査書及び学力検査の結果を総合して行う。

三 学力検査

1 検査期日

平成十六年三月四日（木）

2 検査教科及び配点

- イ 検査教科は、国語（中学校学習指導要領の「書くこと」の領域を含む。）
社会、数学、理科及び英語（リスニング検査を含む。）の五教科とする。
- ロ 配点は、各検査教科百点とする。ただし、理科、英語科、文理科、国際教
養科、全日制普通科（単位制）及び総合学科の選抜並びに普通科のコース指定
については、検査教科の配点を変えて行う。

3 検査時間

国語は五十分とし、社会、数学、理科及び英語は各四十五分とする。

四 入学許可予定者の発表

平成十六年三月十五日（月）の午前十一時

推薦入学

一 出願期間

平成十六年一月十四日（水）から同月十六日（金）の午前九時から午後四時までとする。ただし、同月十六日（金）は午前九時から正午までとする。

二 選抜方法

調査書、志願理由書、推薦書、面接及び各高等学校長等が定める検査を総合して行う。

三 検査期日

平成十六年一月二十七日（火）及び同月二十八日（水）とする。ただし、志願者の状況によっては、同月二十九日（木）を含めて三日間とすることができる。

四 入学許可予定者の内定

平成十六年二月二日（月）付けで中学校長に内定通知書を送付する。

五 入学許可予定者の発表

一般入学者選抜の入学許可予定者と併せて行う。

再募集

一 出願期間

1 全日制課程

平成十六年三月十五日（月）の午後二時から午後四時まで、同月十六日（火）の午前九時から午後四時まで及び同月十七日（水）の午前九時から正午までとする。

2 定時制課程

平成十六年三月十七日（水）から同月二十三日（火）の午前九時から午後四時までとする。ただし、同月二十日（土）及び同月二十一日（日）を除き、同月二十三日（火）は午前九時から正午までとする。

二 選抜方法

一般入学者選抜の学力検査結果及び調査書並びに再募集に当たっての面接及び作文又は新たに行う学力検査の結果を総合して行う。ただし、定時制課程については、調査書、再募集に当たっての学力検査及び面接に基づいて行う。

三 検査期日

1 全日制課程 平成十六年三月十八日（木）

2 定時制課程 平成十六年三月二十四日（水）

四 入学許可予定者の発表

- 1 全日制課程 平成十六年三月二十二日(月)の午前十一時
 2 定時制課程 平成十六年三月二十六日(金)の午前十一時
 実施要項
 詳細については、別に定める平成十六年度山梨県公立高等学校入学者選抜実施要項による。

公安委員会

山梨県公安委員会告示第六十五号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第八十条の四第一項の規定による指定を次のとおり行ったので、指定講習機関に関する規則(平成二年国家公安委員会規則第一号)第三条の規定により告示する。

平成十五年九月十一日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
 1 名称 財団法人山梨県交通安全協会
 2 住所 甲府市下飯田一丁目十三番二十三号
 3 代表者の氏名 堀内光雄
- 二 特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地
 1 事務所の名称 山梨自動車学校
 2 事務所の所在地 南アルプス市野牛島千八百二十八番地
- 三 特定講習の種類 取消処分者講習
- 四 指定を行った年月日 平成十五年九月一日

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十一号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十八年九月十日までとする。

平成十五年九月十一日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	型式の概要		検定番号
		遊技機の種類及び区分	型式名	
株式会社ガイドー 代表取締役 實田久治 東京都渋谷区渋谷三丁目二九番一〇号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRファイバーピクピクR	株式会社ガイドー	三〇〇五四四
株式会社ガイドー 代表取締役 實田久治 東京都渋谷区渋谷三丁目二九番一〇号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRファイバーピくピくS	株式会社ガイドー	三〇〇五六〇
株式会社ガイドー 代表取締役 實田久治 東京都渋谷区渋谷三丁目二九番一〇号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	ファイバーピくピくDX	株式会社ガイドー	三〇〇六三一
株式会社エレコ 代表取締役 福田貞夫 東京都江東区有明三丁目一番地二五	回転式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	ピーストサップ	株式会社エレコ	三四〇五五八
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRファイバーピくピくR	株式会社三共	三〇〇六〇三

株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRフイ Iバーフ レンズJ X	株式会社 三共	三〇〇五九一
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRフイ Iバーフ レンズM X	株式会社 三共	三〇〇五八二
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一 丁目一番四号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	サンダー ボード2	株式会社 藤商事	三四〇五〇二
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一 丁目一番四号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	ロボット 2	株式会社 藤商事	二四〇六一八
京楽産業株式会社 代表取締 役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋 三丁目二〇番八号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRお祭 りサブち ゃんRL 1	京楽産業 株式会社	三〇〇六二九
株式会社大一商会 代表取締 役 市原高明 愛知県名古屋市中村区鴨付町 一丁目二二番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二)	CR忍者 ハットリ くんHN	株式会社 大一商会	三〇〇六〇四
株式会社大一商会 代表取締 役 市原高明 愛知県名古屋市中村区鴨付町 一丁目二二番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CR忍者 ハットリ くんHT L	株式会社 大一商会	三〇〇六五一
株式会社大一商会 代表取締 役 市原高明 愛知県名古屋市中村区鴨付町 一丁目二二番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CR忍者 ハットリ くんFN	株式会社 大一商会	三〇〇六二〇
株式会社マツヤ商会 代表取 締役 山本基就 広島県広島市南区仁保三丁目 四番二号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	ツインバ IストX	株式会 社マツヤ商 会	二四〇二二一
株式会社マツヤ商会 代表取 締役 山本基就 広島県広島市南区仁保三丁目 四番二号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	シュレイ キッズ2 5	株式会 社マツヤ商 会	三四〇四四三
株式会社エース電研 代表取 締役 武本孝俊 東京都台東区東上野三丁目一 二番九号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRライ オンハ I F X	株式会 社エース電 研	三〇〇六〇七
株式会社エース電研 代表取 締役 武本孝俊 東京都台東区東上野三丁目一 二番九号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二)	CRライ オンハ I J X	株式会 社エース電 研	三〇〇六〇二

第一種特別電
動役物

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十五年九月一日山梨県告示第千四百三十四号(県営土地改良事業の工事の完了)

五五五 下 終わりから六 富士川西部中央二期地区 富士川西部中央地区